

## 「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」への意見

2014.7.28 安西祐一郎

大学のガバナンス改革の推進方策全体に関わることは別として、今般の施行通知の件に関連して、以下の点についてコメントさせていただきます。

1. 各国立大学の規則は、大学全体の規則と各部局の規則（各教授会の規則等）が複雑に入り組んでおり、一般の国民が読んで理解することは困難である。国立大学は国民の付託に基いていることに鑑み、各国立大学が改正学校教育法及び改正国立大学法人法の条文と趣旨に沿った規則を整備しているかどうかを国民の目線で判定し、必要があれば大学及び文部科学省に指摘・提言する、弁護士等を含め学校関係の法律に詳しい方々（ただし出身大学のバランスを取る）からなる第三者委員会を、来年4月までに設置していただきたい。なお、公表されるべき大学規則の透明な理解を国民目線で図るためのこのような委員会の設置は、上に述べたように国民からの付託に応えるためのものであり、大学自治を侵すものではない。
2. 「施行通知」の権限と責任はどうか、「施行通知」に対する各大学の責任はどのように生じるのかを明確にしていきたい。「施行通知」が単に依頼・提言等だとすると、とくに大規模大学については通知の効果を評価する方法が必要である。
3. 改正学校教育法第93条の「あらかじめ定める」について、学長の就任時点ではなく、「必要なときにあらかじめ定める」という意味であることを明確にすべきではないか。
4. 大学側で「学内に周知する」方法は、学長等からの紙ベースの通知や学内のネットワークを用いた通知によることがほとんどだと思われるが、これらの方法では、形式的に「周知した」ことにはなっても、とくに大規模な大学の場合、すべての教員が読んで理解を図るとは考えにくい。この難点を乗り越えるには、「周知する」のではなく、教職員に理解を求める何らかの具体的方法を示すことが重要である。具体的な方法としては、各部長から学長への「部局所属の教職員全員が理解した」ことを示す責任ある回答、また、それらを含め大学教職員全員について学長から文部科学省への同様の回答を求めることなどが考えられる。
5. 各大学の規則がきわめて複雑で入り組んだものになっている大きな理由は、新しい内規がパッチワークのように付け加えられ、全体を整理することがほとんど行われずに済んでしまうという、大学特有のガバナンスの在り方にある。また、とくに大規模大学では、規則全体の整備を行うことは、よほどの覚悟とベテラン職員の貢献がないとほとんど不可能なほど規則が複雑化しており、場合によっては互いに矛盾のある条文もあり得る。法改正が承認された現在は、この問題を乗り越える絶好の機会であり、一般の人々にも分かり易い規則を各大学が整備することを促していただきたい。
6. 上記の問題に関連して、お願いしたいことの一つは、各大学に「規則の英文化」を促すことである。外国人教員や留学生のために英文の規則が整備されていることは、大学の国際化における必須の条件であり、この機会に進めていただければ幸いである。